

平成十六年六月八日提出
質問第一四五号

イラクにおいて拘束された邦人三名の解放から現在に至るまでの政府の対応に関する質問主意書

提出者 小林千代美

イラクにおいて拘束された邦人三名の解放から現在に至るまでの政府の対応に関する質問主意書

高遠菜穂子さん、郡山総一郎さん、今井紀明さんの三名がイラクで拘束されて以降、帰国するまでの間の政府の対応について、いまだ不明の部分があり、国民の間にはそれらの事実関係の解明を求める意見がある。

従って、次の事項について質問する。

一 海外において拉致あるいは拘束された邦人を救出し、帰国させるために要した経費のうち、政府の負担とする部分と当事者の負担とする部分の範囲を画する基準（法的根拠、内規、先例等）を明らかにされた
い。

二 イラクにおける今回の事件において、政府が右記一の経費負担のあり方を決するにあたって、参照もしくは適用した法規、内規、先例等を明らかにされたい。また、それらを参照もしくは適用するに至った根拠を説明されたい。

右質問する。